

立候補予定者説明会における質問及び回答について

No.	質問事項	回答
1	投票記載所の氏名等掲示に掲載される候補者の氏名の順序はどのような形で決まっているのか。その法的根拠は何か。	公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、立候補届出時間経過後に市選挙管理委員会が行うくじによって掲載順序を決定しています。今回の選挙に関しては、12月7日（日）午後5時の立候補届出時間終了をもって、同日5時30分から行う選挙管理委員会において掲載順序を決定するくじを行います。 よって、ポスター掲示場の掲示番号とは異なる場合があります。
2	報酬を受け取った側は確定申告が必要か。源泉徴収する必要があるか。あれば源泉徴収票を渡さないといけないと思うが、それは候補者側で対応する必要があるか。	給与を1か所から受けている人及び公的年金のみ受けている人の場合、給与及び公的年金以外の報酬をはじめ各種の所得金額の合計が20万円以下の場合は所得税の確定申告が不要です。ただし、給与や公的年金の収入額などその人の状況によっては必要となる場合がありますので、所得税に関する内容の詳細は源泉徴収票交付も含め税務署への確認をお願いします。 なお、確定申告をされない場合は、住民税の申告が必要となります。
3	収支報告書は全て手書きで作成しなければならないか。また、データで作成が可能な場合、提出は全て印刷をした上で紙で提出しなければならないか。	データで作成していただくことも可能ですが、提出は紙媒体でお願いします。 なお、様式の電子データは、市ホームページに掲載しております。  https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/34/45038.html
4	領収書は、複数枚全部順番に並べてコピーをして提出する、それとも1枚ずつコピーをして提出する必要があるか。	1枚のA4用紙（横向き）に入る枚数分はまとめて貼り付けて構いません。その際領収書写しの右上に一連番号を付するとともに、収支報告書「備考」欄の右側余白部にも対応する一連番後を付してください。

立候補予定者説明会における質問及び回答について

No.	質問事項	回答
5	通信費について、個人の携帯を使用することも多いと思うが、その場合プライベートと選挙で同じ携帯という形になるが、収支報告書への計上の仕方はどのような形になるか。	ご質問のような場合、私的使用分と選挙運動使用分で経費を区分することが困難であることが想定されるため、選挙用として別の機器をレンタルする等の方法により選挙運動に要した経費を明確にすることが望ましいと考えますが、その方法により難しい場合は当該携帯端末の料金に対し、選挙運動として使用した回数、時間等に基づき案分する等の方法により経費を算出し選挙運動使用分のみを収支報告書に記載してください。この場合の携帯端末の料金とは、純粋な通信料のことをいい、機種代金等は含みませんのでご注意ください。また、案分の基礎とした使用回数や時間等の根拠資料については、説明ができるよう適切に保管をお願いします。
6	選挙運動用ビラについて、「ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地）を記載しなければならない」とあるが、例えば政治活動用の三つ折りのリーフレットをそのまま選挙運動用ビラとして使用するとした場合、三つ折りの場合の表面の考え方はどのようなになるか。また、これに限らず現に政治活動で使用しているビラ等を選挙運動用ビラとして使用する場合で既に裏面に印刷者の名称を記載している場合、新たに表面に記載し直す形で作成する必要があるか。	法定記載事項（頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地））はビラの表面に記載することとされていますが、ご質問のように既に使用している文書があり当該文書に既に印刷者の氏名等の記載がなされている場合については、当該文書のいずれかの面に法定記載事項が記載されていれば、当該文書を選挙運動用ビラとして使用していただいて構いません。一方、新規に選挙運動用ビラを作成される場合については、ビラの表面に法定記載事項を記載するようにしてください。